

会計年度任用職員制度の概要について

1 要 旨

地方公務員法（以下「地公法」という。）及び地方自治法の一部を改正により、令和 2 年 4 月から地公法の守秘義務、職務専念義務などの服務規定が適用される一般職の非常勤職員として位置付ける「会計年度任用職員制度」が導入されることとなりました。

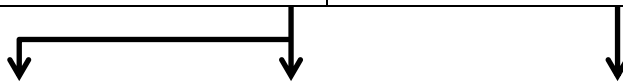
これにより、現在の非常勤特別職の多くを、地公法の服務規定が適用される一般職の職員として設置する必要があります。

また、これまで臨時的任用とされていた職についても、任期や手当の支給、休暇など処遇面で大きく改善されることとなります。

2 内 容

(1) 地方公務員法及び地方自治法の改正概要（制度移行イメージ）

現状	非常勤特別職	嘱託職員・臨時職員
職務	特定の学識・経験を必要とする職 補助的・定型的業務・専門的業務	臨時的・補助的業務、欠員代替等
任用根拠	地公法 3 条 3 項 3 号	地公法 3 条 3 項 3 号、地公法 2 2 条



移行後	非常勤特別職	会計年度任用職員
職務	専門的な知識経験を有する者が就く職であって、かつ、労働者性の低い職であり、助言、調査、診断等を行うものに限定	補助的・定型的業務、常時勤務を要する職以外の職
任用根拠	地公法 3 条 3 項 3 号	地公法 2 2 条の 2

(2) 本市における会計年度任用職員の制度概要

1 任用	・会計年度ごと、原則として公募により任用
2 勤務時間等	・短時間勤務で運用（週当たり 3 5 時間を上限）
3 服務等	・地方公務員法上の守秘義務や服務規律等が適用される
4 報酬	・職種や業務の困難度等により、職員との均衡を考慮して決定
5 期末手当	・条件を満たした場合に支給 ・支給条件：週の勤務時間 1 5 . 5 時間以上、任用期間 6 カ月以上（国と同様）
6 休暇	年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間

3 令和元年第 4 回定例会 提案予定の条例

◆新規制定

No.	条例の名称	制定内容
1	かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	会計年度任用職員に報酬と期末手当などを支給することのほか、報酬額の決定・支給方法、各種手当に相当する報酬の支給、費用弁償等について定める。

◆整備条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

No.	条例の名称	改正概要
1	かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	人事行政の運営の状況の報告対象となる職員に係る規定を改正する。
2	かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例	定数として計上する職員の定義に係る規定を改正する。
3	かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	会計年度任用職員の休職の期間について、任命権者が定める任期の範囲を超えない範囲である旨の規定を追加する。
4	かすみがうら市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	会計年度任用職員に係る減給の範囲及び金額を規定する。
5	かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	略称規定を追加するとともに会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規定を追加する。
6	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	非常勤特別職として任用することが適さない職について、報酬や費用弁償の規定を削除する。
7	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職員の定義を改正するとともに非常勤職員の給与に関する規定を削除する。
8	かすみがうら市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	職員の定義を改正するとともに会計年度任用職員の給与の支給について規定する。
9	かすみがうら市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	職員の定義を改正する。